

フランスにおける移民政策の展開 (五)

——マグレブとの関係を中心に——

目次

- 一 本論文の目的
- 二 移民の意義と国民の概念
 - (1) 「移民」の意義
 - (ア) 日本語の意義
 - (イ) フランス語の意義
 - (ウ) 言葉の背後にある社会実態の違い
 - (2) 移民と国民
 - (ア) フランスの国籍取得要件
 - (イ) 日本の国籍取得要件
 - (ウ) 小括

江
口
隆
裕

三 フランスにおける移入民の実態

- (1) フランスにおける移入民の実態
 - (2) 移入民の国別内訳
 - (3) 日本及び欧州諸国との比較
- (以上第四十六卷第二・三合併号)

四 フランス革命前後からナポレオン法典まで

- (1) 革命前後のフランス人の定義の変遷
 - (ア) アンシャン・レジームにおけるフランス人の定義
 - (イ) 革命期におけるフランス人の定義
 - (ウ) 一七九一年憲法
 - (エ) 外国人の名誉市民問題
 - (オ) 一七九三年 (共和歴Ⅰ年) 憲法
 - (カ) 一七九五年 (共和歴Ⅲ年) 憲法
 - (キ) 一七九九年 (共和歴Ⅴ年) 憲法
 - (ク) 一八〇二年 (共和歴Ⅷ年) 憲法
 - (ケ) 一八〇四年 (共和歴Ⅹ年) 憲法
 - (2) ナポレオン法典とフランス人の定義規定の改正
 - (ア) フランス市民の定義規定とフランス人の定義規定の分離
 - (イ) 生地主義から血統主義へ
 - (ウ) 外国人遺産没収権の取扱い
- (以上第四十七卷第一号)

五 ナポレオン法典から一八八九年国籍法まで

- (1) 帝政から王政復古へ
 - (ア) ナポレオン一世と諸国との戦い
 - (イ) 王政復古と一八一四年憲章
 - (2) 帝政の復活と一八一五年の帝国憲法附加法
 - (3) 第二次王政復古と七月革命（一八三〇年憲章）
 - (4) 第二共和政（一八四八年憲法）下での生地主義の導入
 - (ア) 二月革命による君主制の否定
 - (イ) 普通選挙の下で制定された一八四八年憲法
 - (ウ) ルイ・ナポレオン・ボナパルトの登場
 - (エ) 一八五一年の法律による生地主義の導入
 - (5) アルジェリアの支配
 - (ア) アルジェリアの概要
 - (イ) フランスによるアルジェリアの併合
- （以上第四十七卷第二号）
- (6) 第二帝政とアラブ王国構想
 - (ア) ルイ・ナポレオンのクーデタと一八五二年憲法
 - (イ) ナポレオン三世の外交と植民地政策
 - (7) 第三共和政と植民地支配の本格化
 - (ア) 第三共和政と一八七五年憲法
 - (イ) 植民地支配の本格化
 - (ウ) チュニアの保護領化
 - (エ) モロッコの保護領化
- （以上第四十八卷第一号）

- (8) 一九世紀における移民の増大と外国人関係立法の登場
 - (ア) 移入民の増大と亡命外国人の出現
 - (a) 産業革命と人口移動
 - (b) 移入民の全般的動向
 - (c) 職人の移住から労働者移民へ
 - (d) 少子化対策としての移民受入
 - (e) ポーランド大移住と亡命外国人の出現
 - (イ) 帰化制度の変遷と法制化
 - (a) 帰化制度の変遷
 - (b) 帰化制度を定めた一八〇二年元老院決議
 - (c) 憲法を修正した一八〇九年皇帝デクレ
 - (ウ) 外国人排斥立法の登場
 - (a) 亡命外国人に関する一八三二年法及び一八三四年法
 - (b) 帰化及び滞在に関する一八四九年法
 - (c) 一八六七年法による帰化要件の改正
- (9) 一八八九年法
 - (ア) 改正の背景
 - (イ) 改正の内容
 - (a) 私権と政治的権利の分離
 - (b) フランス人の要件
 - (c) 帰化（民法典第八條第二項第四号、第三項及び第四項）
 - (d) 定住許可の有期化（民法典第一三條第二項）
- (ウ) 植民地への適用

- (a) アルジェリア
- (b) チュニジア
- (エ) 無申告労働者の雇用を抑制した一八九三年法等
- (10) 小括
 - (ア) 一九世紀における政治体制の変遷と社会経済状況
 - (イ) 植民地支配と移入民の状況
 - (a) 植民地支配の状況
 - (b) 移入民の状況
 - (ウ) フランス市民Ⅱ 政治的権利主体とフランス人Ⅱ 私法上の権利主体の要件の変遷
 - (a) 政治的権利主体要件の変遷
 - (b) 私法上の権利主体要件の変遷
 - (c) 帰化制度の変遷
 - (d) 外国人排斥立法の登場
 - (エ) アルジェリア現地人の取扱い
 - (a) 私法上及び政治的権利主体性の否定
 - (b) 現地人統治制度
 - (オ) チュニジア及びモロッコの植民地支配
- (11) 外国人の権利主体性に関する当時の議論
 - (ア) 政治的権利 (Droits politiques)
 - (イ) 準政治的権利 (Droits quasi-politiques)
 - (ウ) 公的権利 (Droits publics)
 - (エ) 私的権利 (Droits privés)
 - (a) 定住許可を得た外国人
 - (b) 定住許可が認められない外国人

(8) 一九世紀における移民の増大と外国人関係立法の動向

(ア) 移入民の増大と亡命外国人の出現

(a) 産業革命と人口移動

ここで、一九世紀のフランスにおける移入民の状況を概観しておきたい。一九世紀は、イギリスで起こった産業革命がヨーロッパ大陸に広まった時代でもある。産業革命は、人の大量移動を可能にした交通革命と相まって、大規模な人口移動を引き起こした。しかも、第一次世界大戦までは、フランスへの移入は自由であり、近隣国という近接性 (proximite) と入国管理の手続がなかったことが移民を一層容易にした。

フランス国内でも、農村の人々が仕事を求めて都市に移動するという人口移動が、第一帝政の終わり頃から緩やかに始まった。こうした人口移動も、当初は、時折故郷に戻る出稼ぎとして行われ、彼らが都市部に定着するようになるには数世代を要した。一九世紀末には、産業の進展に対応して人口移動がさらに拡大し、外国からの移民も急増した。

(b) 移入民の全般的動向

初めて外国人と帰化人を調査対象に加えた一八五一年の国勢調査によると、フランスの人口三、五〇〇万人に対し、帰化人一三、五二五人、外国人三八万人 (すなわち人口の1%) がおり、その内訳はベルギー人が最も多く、ドイツ人、イタリア人、スペイン人がこれに続いた。発展と近代化の時代にあつて、外国人はフランスにとって必要だったのである。移入民の数は、一八七〇年の普仏戦争で一時的停滞したもの、一八八一年には一〇〇万人に達した。この時期の移民は産業振興のためであり、隣国からの移入民が中心であった。最初はベルギー人が主だったが、一九〇一年に

表4 フランスにおける外国人の数 (1851年～1911年) (単位: 千人)

	1851	1861	1872	1881	1891	1901	1911
ベルギー人	128	205	348	432	466	323	287
イタリア人	63	77	113	241	286	330	419
ドイツ人※			39	82	83	90	102
スイス人	25	35	43	66	83	72	73
スペイン人	30	35	53	74	78	80	106
合計	381	506	676	1,001	1,130	1,052	1,160
人口に占める割合 (%)	1.06	1.35	1.87	2.68	2.96	2.69	2.96

※ 1870年以前は、ドイツ人はオーストリア・ハンガリー人と同じ分類になっていた。
(出典) Marie-Claude Blanc-Chaléard, *Histoire de l'immigration*, p. 9

は、イタリア人が最大となっている^⑧。

(c) 職人の移住から労働者移民へ

当時、技術のある職人が他の土地に移住することは容易だった。第二次復古王政下の一八三〇年から一八五〇年頃までの間、パリで最も多かった外国人はドイツ人だった。仕立屋として有名だったほか、家具職人としても働いた。やがて、産業革命によって職人の仕事が機械化されると、より技能が低く、賃金も安いイタリア人が入ってきた。

第二帝政期は、フランス資本主義の黄金期でもあった。鉄道網が全国的に整備され、炭鉱業や製鉄業などの重工業も発展した。セーヌ県知事オスマン (Hausmann) によるパリ改造計画が実施され、スエズ運河が建設されたのもこの時期である。このため、外国人が新たな産業を担う労働者として入ってきた。北部の紡績工場では多くのベルギー人が働き、人口の半分以上がベルギー人という町もあった。ベルギー人は、パリの工事現場や北部の国鉄でも働いた。他方、イタリア人は、南フランスやアルプスの道路工事で働いた。やがて鉱業や重化学工業が起り、ここでは、フランス人とともに多くの外国人が働き、出身国ごとに集団を形成していくが、いずれもプロレタリアであることに変わりはなかった^⑨。

(d) 少子化対策としての移民受入

ヨーロッパ各国が工業化を進める中で、フランスは、経済成長は著しいものの、出生率が低いという特徴があった。フランスにおける人口の伸びの低下は一八世紀末に始まっており、一八九六年には、一家族当たり子ども数は二・二人しかなかった。また、革命によって土地所有が容易になったため、フランス人は自分の土地を離れるのを嫌うようになった。それもあって、フランスでは、労働力を確保するために移民が必要であった。⁽¹⁶⁾

一八六一年における欧州各国の人口は、ドイツが三千八百万人、イギリスが二千九百万人なのに対し、フランスは、ニース地方とサヴォア地方を併合しても三千七百万人にすぎなかった。さらに、一八七一年には、普仏戦争の敗北によってアルザス・ロレーヌ地方がドイツに割譲され、一五〇万人を失うことになった。⁽¹⁶⁾

(e) ポーランド大移住と亡命外国人の出現

仕事を求めて来る移民とは性質を異にする移入民として、政治的理由による亡命がある。亡命者 (exile)⁽¹⁶⁾ がフランスで最初に大きな問題となったのは、一八三一年から四〇年間続いたポーランド大移住 (Grande Emigration)⁽¹⁶⁾ を契機としてであった。

これは、一八三〇年にロシアの支配に抗してポーランド人が蜂起したところ、逆にポーランドがロシア、プロシア及びオーストリアの三国に分割されてしまい、弾圧を恐れたポーランドのエリート層が大挙して当時自由の皆と目されていたフランスに亡命を求めたという事件である。これによって、亡命者の庇護権 (droit d'asile)⁽¹⁶⁾ が初めて議論となった。それ以降、自由主義者のドイツ人やスペイン人、イタリア人の政治亡命者がフランスに庇護を求めたが、フランスはその受入れと排斥の間で揺れ動いた。⁽¹⁷⁾

(イ) 帰化制度の変遷と法制化

亡命者を受入れるための制度の一つは、帰化である。ここで、帰化制度の変遷を振り返っておこう。

(a) 帰化制度の変遷¹⁷⁾

アンシャン・レژیームでは、そもそもフランス人に関する明確な定義はなかったが、相続に関する一五一五年二月二三日のパリ議会の決定を嚆矢として、フランス人の定義が形成されていった。他方、この定義に該当しない者に対しては、国王が帰化認可状 (lettres de naturalité) を交付する権限を有しており、少なくとも一六世紀前半のフランス王ワル一世 (François I^{er})¹⁸⁾ の時代にはそれが国王の専権事項になっていた。一六六〇年から一七八九年の間に約六千通の帰化認可状が交付されたとされている¹⁹⁾。

フランス革命後に制定された一七九〇年四月一〇日のデクレは、五年間の継続居住に一定の社会活動実績を加えた居住地主義に基づき外国人はフランス人になると定め、帰化という個別の許可を要せず外国人がフランス人になる道を開いた。

革命後最初の憲法である一七九一年憲法は、フランスで生まれた外国人については生地主義を取り入れたほか、外国で生れた外国人も、一七九〇年四月一〇日のデクレと同じく、五年間の継続居住と一定の社会活動実績があればフランス市民になるとした。さらに、これらとは別に立法権に帰化の権限を与え、フランスへの定住と市民としての宣誓のみを要件として、立法権が帰化証書を交付できるとした(一七九一年憲法第Ⅱ編第四条)。

穏健派ブルジョアジーのための一七九五年憲法では、フランス市民の要件として、生地主義に納税要件を付加したほか、七年間の継続居住と一定の社会活動実績に加え、市民としての宣誓ではなく、定住の意思の宣言(以下「定住宣言」という。)を行えば、外国で生れた外国人もフランス市民になるとしたが、帰化に関する規定は設けなかった。

さらに、ナポレオン・ボナパルトによるクーデタ後に制定された一七九九年憲法は、フランス市民の要件として納税要件のない単純な生地主義をとり、また、外国で生れた外国人は定住宣言と一〇年間の継続居住によってフランス市民になるとしたが、一七九五年憲法と同じく、帰化に関する規定は置かなかった。

(b) 帰化制度を定めた一八〇二年元老院決議

民法典公布前の一八〇二年九月、当時第一統領であったナポレオン・ボナパルトは、一八〇二年九月四日の元老院決議⁽¹⁶⁾(以下「一八〇二年元老院決議」という。)によって帰化制度を定めた。というのも、当時の一七九九年憲法では、二一歳に達した後に定住宣言を行い、それ以降一〇年間の継続居住によって、外国人は自動的にフランス市民の資格を取得できるとしつつ、⁽¹⁷⁾帰化の制度を設けていなかったため、次のような問題があったのである。まず、フランスにどんなに貢献しても居住期間が一〇年に満たなければフランス人にはなれず、また、居住期間が一〇年あっても、それが宣誓前では認められなかった。他方、所定の要件を満たせば、どんな外国人でもフランス人になることができた。そこで、ボナパルトは、フランス人にふさわしい外国人を帰化しやすくするために一八〇二年元老院決議を制定し、⁽¹⁸⁾「フランスに重要な貢献をし、又は自らがフランスに有用な才能、発明若しくは産業をもたらし、又は大規模な工場を興す」外国人に対しては、一年間という短期の定住でフランス市民の権利を付与することにした。一七九九年憲法では、定住宣言と一〇年間の居住という要件を満たせば外国人はフランス市民となったのに対し、この元老院決議では、一年間の定住で帰化を可能とする反面、これを政府の許可にかからしめることにし、さらに、許可を受けた者には、フランス政府に対する服従及び皇帝に対する忠誠を誓わせることにした。

一八〇二年元老院決議は五年間の時限立法とされていたが、これを引き継いだ一八〇八年二月一九日の元老院決議(以下「一八〇八年元老院決議」という。)(参考14)では、期限の定めを撤廃し、一八〇二年元老院決議の内容を恒久

化した。

ちなみに、一八〇二年元老院決議の一年後に公布された民法典では、フランスで生れた外国人がフランス人になるための規定はあつたものの(同法典第九条)⁽¹⁸⁾、フランス国外で生れた外国人の帰化に関する規定は欠いていた。

(参考14) フランス市民の権利への外国人の受入条件に関する一八〇八年二月一九日の組織に関する元老院決議⁽¹⁹⁾

第一条 国家に重要な貢献をし、又は自らがフランスに有用な才能を有し、発明若しくは産業をもたらし、又は大規模な工場を設立するであろう外国人は、一年間の定住の後に、フランス市民の権利を享受する許可を受けることができる。

第二条 この権利は、コンセイユ・デタが承認した大臣の報告に基づき、特別なデクレによって当該外国人に付与される。
(中略)

第四条 許可を受けた者は、憲法によって設立された政府に対する服従及び皇帝に対する忠誠を誓う宣誓をするため、この謄本を携行してその住所地の市町村役場に出頭する。この宣誓の調書は、作成され、記録されるものとする。(以下略)

(c) 憲法を修正した一八〇九年皇帝デクレ

ボナパルトが皇帝となった後の一八〇九年、フランスにとって好ましくない者が自動的にフランス市民となつてしまふことを防ぐため、「外国人の帰化に関する手続を定めた一八〇九年三月一七日の皇帝のデクレ」(以下「一八〇九年皇帝デクレ」という。)(参考15)が定められた。これは、一七九九年憲法第三条に基づき一〇年間のフランス居住等の要件を満たしたとしても、帰化については皇帝の決定を経なければならないとしており、手続規定という形式をとりながら実質的に一七九九年憲法を修正したものである。

(参考15) 外国人の帰化に関する手続を定める一八〇九年三月一七日の皇帝のデクレ⁽⁸⁾

第一条 外国人が、共和歴Ⅷ年(一七九九年)の憲法の規定に従い、フランス市民になるための条件を満たすときは、その帰化は、皇帝によって決定される。

第二条 帰化の申請及び証拠物件は、申請者の住所地の市役所を通じて県知事に送付され、知事は、意見を付して、それらを法務大臣に送付する。(以下略)

(ウ) 外国人排斥立法の登場

民法典並びに一八〇八年元老院決議及び一八〇九年皇帝デクレによって、フランス人ないしフランス市民となる外国人に対しては何らかの形で国のコントロールが及ぶようになった。他方、帰化しないままフランスに居住する外国人に対しては、私法上の権利主体性を認める定住許可の制度(民法典第一三条)があるだけで、国外追放等の措置を定める法律は存在しなかった。そこで、亡命外国人問題を契機に、外国人を強制的に国外に排斥するための立法が行われることになる。

(a) 亡命外国人に関する一八三二年法及び一八三四年法

ポーランドからの亡命外国人(étrangers réfugiés)の増加に対処するため、ルイ・フィリップの七月王政期に、亡命外国人の排斥を目的とする「フランスに居住するであろう亡命外国人に関する一八三二年四月二一日の法律」(以下「一八三二年法」という。)(参考16)が制定された。この法律は、フランスにおける外国人排斥策の先駆けとされており、亡命外国人に一つの町に集まることを命じ、さらに公の秩序又は平穩を妨げる恐れがある場合には、彼らを国

外に追放できる権限を政府に与えた。

一八三二年法は一年間の時限立法として制定されたが、「亡命外国人に関する一八三二年四月二一日の法律を延長する一八三四年五月一日の法律」(以下「一八三四年法」という)。(参考17)は、一八三二年法を一八三六年の議会の会期末まで延長するとともに、出国命令に従わず、又は許可なく再入国した亡命外国人を一月から六月の範囲で拘禁できるとした。

さらに、「亡命外国人に関する一八三二年四月二一日及び一八三四年五月一日の法律を延長する一八三六年四月二六日の法律」⁽¹⁸⁾は、一八三二年法及び一八三四年法を一八三七年の議会の会期末まで延長している。その後、一八四九年法の制定まで同様の延長措置が繰り返された。

なお、一八三四年法の翌日に「フランスにおける亡命外国人及び復古王政下の政治犯の援助のための追加予算を認める一八三四年五月二日の法律」⁽¹⁹⁾が成立している。これによると、政治的出来事でフランスにいる亡命外国人の援助のため、一八三四年の予算二五〇万フランに加え一一八万フランの追加予算を内務大臣に認めている。この法律は、予算の具体的な使途までは定めていないので詳細は不明だが、この当時すでに何らかの形で亡命外国人に対する援助措置が講じられていたことが伺える。ちなみに、復古王政下の政治犯のためには、八万フランの予算に対し二二万フランの追加予算が認められた。

(参考16) フランスに居住するであろう亡命外国人に関する一八三二年四月二一日の法律⁽¹⁸⁾

第一条 政府は、フランスに居住するであろう亡命外国人をその指定する一又は複数の町に集合させる権限を有する。

第二条 政府は、その指定する町のうちの一つに亡命外国人を強制的に赴かせることができる。もし亡命外国人がその町に

行かず、又は、彼らの存在が公の秩序又は平穩を妨げる可能性があるとして政府が判断したときは、政府は、彼らに王国から出国するように命じることができる。

第三条 この法律は、大臣が署名した命令による亡命外国人には適用されない。

第四条 この法律は、その公布の日から一年間に限り効力を有する。

(参考17) 亡命外国人に関する一八三二年四月二日の法律を延長する一八三四年五月一日の法律⁽⁸⁵⁾

第一条 亡命外国人に関する一八三二年四月二日の法律は、一八三六年の議会の会期末まで延長される。

第二条 前記法律第二条に基づく王国からの出国命令に従わず、又は、国外追放された後に許可なく再入国したすべての亡命外国人は、一月から六月の拘禁に処される。(以下略)

(b) 帰化及び滞在に関する一八四九年法

(i) 法制定の背景

一八四八年の二月革命によって成立した臨時政府は、革命に参加した外国人の貢献に報いるため、幅広く帰化を認めた。具体的には、同年三月二八日に外国人の帰化に関するデクレ⁽⁸⁶⁾を制定し、五年の居住期間があり、かつ、当該外国人がフランス市民の権利を行使するに値すると公的機関が証明すれば、臨時政府の司法大臣が帰化を許可できるとにした。このデクレによって、三か月で約二千人の外国人が帰化をし、さらに多くの労働者や農民が帰化を求めて押しかけた。このため、同年六月二九日には、このデクレは執行を停止されることになる⁽⁸⁷⁾。

一八四九年五月、一八四八年憲法に基づく初の人民議員選挙が行われ、その結果、共和派が敗退し、保守派が過半

数を占めるに至った。保守派の議員は、秩序の回復に力を注ぎ、帰化についても、臨時政府の方針を見直した。というのも、一八四八年に普通選挙が実現しており、外国人がフランス市民になるということは、外国人が大統領や人民議員の選挙人になることを意味したからである。

他方、当時急速に発展していた産業を担う労働力が国内では調達できず、企業は国外から労働者を多く集めるようになっていた。このため、外国人労働者によって仕事を奪われたフランス人労働者の外国人嫌い (xenophobia) が強まり、二月革命の騒乱時には外国人を標的とした抗議行動も行われた。そこで、臨時政府の内務大臣ロランは、フランス人労働者の仕事と賃金を確保するため、ベルギー人労働者を都市部に入れないようにする旨の通達を県知事宛てに出していた。

これらの状況に対応するため、「フランスにおける外国人の帰化及び滞在に関する一八四九年一月三日の法律」(以下「一八四九年法」という。)(参考18)が制定され、帰化制度を再整理して要件を厳格化するとともに、国外追放等の外国人排斥策を恒久化した。

(ii) 政治的権利主体と私法上の権利主体の乖離の解消

一八四九年法を検討する前に、その当時の法の適用関係を整理しておきたい。フランス革命以降、フランスでは、私法上の権利主体たるフランス人の要件と政治的権利の主体たるフランス市民の要件とは別個のものとして観念されてきた。しかし、一八四八年憲法第二五条で「二十歳以上のすべてのフランス人」による男子普通選挙⁽¹⁸⁾が定められ、二十歳以上のフランス人は、納税等を要件とすることなく、政治的権利を享有することが保障された。これによって、制限選挙のために用いられてきた納税等の社会的要件が政治的権利の要件から排除されることになった。他方、私法上の権利主体を定めた民法典では、制定当初から資産等の社会的要件を定めていなかった(民法典第八条)、一八四

八年憲法によって、政治的権利主体と私法上の権利主体の乖離は解消することになった。

ちなみに、政治的権利主体の前提となるフランス人の要件については引き続き民法典が定めており、フランスで生まれた外国人に関しては定住宣言を条件とする生地主義をとっていた(民法典第九條)⁽⁹⁾。また、外国で生まれ、フランス市民になることを希望する外国人に関しては、一八〇八年元老院決議が帰化の道を開いていた。

なお、民法典では、フランス人の要件とは別に、定住許可の制度を設けており(民法典第一三條)、外国人であってもフランスに住所を定めることについて許可を得た者は、フランスに居住する間は、すべての私権を享有できた。このため、一八四九年法によって帰化の要件が厳しくなると、多くの外国人はこの定住許可を選ぶようになった。手続が簡単だっただけでなく、帰化の場合のように兵役に服しなくてもよかったからである。⁽¹⁰⁾

(iii) 一八四九年法の内容

① 帰化制度の創設

一八四九年法は、まず、帰化の制度について、一八〇八年元老院決議を整理するとともに、その要件を厳格化した。具体的には、帰化は、素行調査(enquête de moralité)を行った上で、コンセイユ・デタの賛意を得て大統領が決定するとした(同法第一条第一項及び第二項)。また、帰化の要件として、二一歳になった後に、民法典第一三條の定住許可を得た上で、一〇年間フランスに居住することを定めた(同法第一条第三項)。これによって、帰化のためには、定住の許可と帰化の決定という二重の許可が必要になった。他方、フランスに重要な貢献をする者などについては、居住期間を一年に短縮した(同法第二条)。

また、国民議会議員の被選挙権については、その重要性に鑑み、帰化によって自動的に付与するのではなく、別途法律で定めることとした(同法第一条第四項)。

② 外国人の国外追放措置

次に、一八四九年法では、時限立法だった一八三三年法及び一八三四年法を一部改めた上で恒久化した。具体的には、治安対策として、フランスを旅行し又は居住するすべての外国人に対し国外退去を命じ、彼らを国境に連行できる権限を内務大臣に与えた。一八三二年法では「公の秩序又は平穩を妨げる可能性がある」ことを要件としていたのに対し、一八四九年法はこのような要件を設けず（同法第七条第一項）、内務大臣の裁量権を拡大している。民法典による定住許可を得た外国人に関しても同様の権限を与えたが、この場合には、定住許可を撤回しない限り、国外退去等の期間は二か月に限定された（同法第七条第二項）。また、違反者に対しては、一八三四年法と同じく、一月から六月の間拘禁できるとした。

このように、一八四九年法は、帰化か、国外追放かという形で外国人の選別を制度化しており、外国人の制度的な排斥はこの時期から始まったと言えよう。

（参考18） フランスにおける外国人の帰化及び滞在に関する一八四九年二月三日の法律⁽¹⁸⁾（抄）

第一条 共和国大統領は、帰化の申請に対する決定を行う。

二 帰化は、当該外国人の素行に関する政府の調査を経て、コンセイユ・デタの賛意を得た場合にのみ認められる。

三 当該外国人は、さらに次の二つの条件を満たさなければならない。

① 満二一歳に達した後、民法典第一三条に従い、フランスに住所を定めることについて許可を得ていること。

② その許可以降一〇年間、フランスに居所を有していること。

四 帰化した外国人は、法律に従ってのみ国民議会の被選挙権を享有する。

第二条 前条の規定にかかわらず、フランスに重要な貢献をし、又はフランスに産業、有用な発明若しくは優れた才能をもたらし、又は大規模な工場を設立する外国人のために、一〇年の期間は一年に短縮することができる。

第三条 帰化が宣言されるまでは、フランスに住所を定めることを外国人に認めた許可は、政府の決定によって撤回し、又は変更できる。この場合、政府は、コンセイユ・デタの意見を聴かなければならない。(中略)

第七条 内務大臣は、治安対策として、フランスを旅し、又は居住するすべての外国人に対し、直ちにフランスの領土から退去することを命じ、及びその者を国境に連行させることができる。

二 内務大臣は、フランスに住所を定める許可を得た外国人に対し、同じ権利を有する。ただし、第三条で定めた方法に従って許可が撤回されなかった場合には、二か月が経過した後、その措置は効力を失う。

三 国境の県にあつては、県知事は、直ちに内務大臣の指示を仰いだ上で、居住していない外国人に関し、同じ権利を有する。

第八条 前条若しくは刑法典第二七二条で明記された措置の執行を逃れ、又はこれらの措置によってフランスから出国した後、に政府の許可なくフランスに再入国したすべての外国人は、裁判所に出頭させられ、一月から六月の拘禁を宣告される。二 刑の執行が終了した後、その者は国境に連行される。(以下略)

(c) 一八六七年法による帰化要件の改正

第二帝政下の一八六七年には、外国人の帰化を増やすため、帰化に関する一八六七年六月二九日の法律(以下「一八六七年法」という。)(参考19)が制定され、帰化の要件が緩和された。具体的には、帰化に必要な居住期間を一〇年から三年に短縮するとともに、一年の期間短縮の事由に農場開拓を追加した。また、デクレによって帰化を決定す

るといふ手續を明確にした。

この改正によつて、帰化の人数は増えたものの、民法典第一三条の定住許可者はその三倍以上も増加した。特に、多くの妻や子が定住許可を得てフランスに居住するようになった。その結果、フランスで生まれる子どもは増えたものの、兵役を嫌つてフランス国籍を選ばず、定住許可に甘んじる者が少なくなつた。⁽¹⁹⁾

(参考19) 帰化に関する一八六七年六月二九日の法律⁽¹⁹⁾ (抄)

第一条 一八四九年二月三日の法律第一条及び第二条は、次の条文に置きかえられる。

《第一条 満二二歳に達した後には、ナポレオン法典第二三条によつて、フランスに住所を定める許可を得、かつ、フランスに三年間居住した外国人は、フランス市民のすべての権利を享有することが認められる。

二 その三年間は、許可の申請が司法省に登録された日から起算する。

三 フランス政府から与えられた職務を遂行するための外国での滞在期間は、フランスにおける居住とみなされる。

四 帰化は、申請に基づき、当該外国人の素行に関する調査の後に、コンセイユ・デタが承認した司法省の報告に基づき、皇帝のデクレによつて決定される。

第二条 前条で定められた三年の期間は、フランスに重要な貢献をし、フランスに産業若しくは有益な発明を導入し、フランスに優れた才能をもたらし、フランスに大規模な工場を作り若しくは大規模な農場を開拓する外国人のため、一年に短縮できる。(以下略)

(9) 一八八九年法

(ア) 改正の背景

一八七三年から一八九六年にかけて、フランスでは長期の不況が続いた。デフレが進み、成長が鈍化する中で、企業は安い労働力を求め、フランス人を解雇して外国人労働者を雇った。これによって、フランス人労働者の外国人嫌いに拍車がかかった。

また、一八八六年当時、特にベルギーと国境を接する北部地方では外国人が急増し、一一〇万人の外国人の三割近い三〇万人がこの地方に住んでいた。ベルギーとの国境の町アルワン (Halluin) では人口の四分の三を外国人が占め、県庁所在地のリール (Lille) でも外国人が四分の一に達した。そして、これら外国人の多くは、フランスで生れ、フランス人になれたにもかかわらず、兵役を嫌がりフランス人になろうとはしなかった。これによって法の平等な適用が形骸化するだけでなく、外国人が多数を占めることによる弊害も心配された。⁽⁹⁶⁾

外国人の増加は、海外県のアルジェリアにおいても顕著であった。アルジェリアでは、ヨーロッパ出身のフランス人よりもイタリアやスペイン出身の外国人が増えており、西部の都市オランでは、これらの外国人がフランス人を上回るまでになっていた。

他方、国際的には、フランスがチュニジアを保護領化したことに危機感を抱いたイタリアが一八八二年にオーストリア及びドイツと三国同盟⁽⁹⁷⁾を結び、フランスとドイツの間で再び緊張が高まった。このような状況にあつて、同盟国側に属する外国人の増加はフランス国家の危機につながる恐れがあつた。そこで、北部地方及びアルジェリア選出議員の強い働きかけにより、フランスで生まれた外国人の子であつてその親もフランスで生まれた者は、自動的にフラ

ンス人になるという二重の生地主義が民法典に導入されることになった。¹⁹⁷ その背景には、普仏戦争での敗北によって、フランス人の国民意識の均質化が進んでいたことが挙げられている。¹⁹⁸

(イ) 改正の内容

一八八九年六月二六日の国籍に関する法律（以下「一八八九年法」という。）（参考20）は、それまで個別法で定めていたフランス人の資格の得喪や帰化に関する法令を整理して民法典に取り込むとともに、二重の生地主義を徹底した。具体的には、民法典第八条に第二項から第四項を追加し、第二項でフランス国籍の取得要件を、第三項で帰化の要件を、第四項で帰化の手続きを定めた。また、第一三条に第二項を追加して定住許可の有期化などの改正を行った。

(a) 私権と政治的権利の分離

一八八九年法は、民法典第七条を一部改め、前段では、改正前と同様、私権の行使は政治的権利の行使とは別であるとして、私権と政治的権利の分離を定めた上で、新たに後段で、「政治的権利は、憲法及び選挙法に従って取得され、保持される」ことを定めた。

フランス革命以降、政治的権利に関する要件は基本的に憲法で定められてきたが、第三共和政の一八七五年憲法では、市民の政治的権利に関する規定はほとんど置かず、下位規範たる選挙法でこれを定めていた。これを受け、一八八九年法による改正後の民法典第七条後段でも、政治的権利行使の要件は憲法の専管事項ではなく、選挙法で定めることができることを確認的に明記したものと思われる。

(b) フランス人の要件

一八八九年法は、民法典第八条に第二項を追加し、フランス人の要件として次のものを定めた。

(i) 国内外を問わず、フランス人の父親から生まれた子（民法典第八條第二項第一号）

これは、一七九一年憲法で登場した父系血統主義を復活させたものである。加えて、改正前の民法典では明記されていなかった、フランス人の父親の子がフランス国内で生まれた場合もフランス人になることを明記した。なお、例えば非嫡出子のように、フランス人の母親の子がフランス国内で生まれた場合については、何の規定もない。

(ii) フランスで生まれた子であつて、両親又はその国籍が不明な者（民法典第八條第二項第二号）

これは、新たに、両親ないし両親の国籍が不明な場合について、生地主義をとることを明らかにしたものである。

(iii) フランスで外国人から生まれた子であつて、親たる外国人もフランスで生まれた者（民法典第八條第二項第三号）

これが最も重要な改正とされている。なぜなら、親と子がともにフランスで生まれた場合、その子については、フランスでの居住を要件とせず、かつ、本人の国籍選択を認めずにフランス人になるとしたからである（二重の生地主義）。二重の生地主義の考え方を最初に取り入れた一八五一年法では、子は、成人になった時点で、外国人の資格を請求することができたのに対し、本号ではこのような本人の選択を認めず、したがつて、当然にフランス人となつて兵役に服させることにした。これによつて、民法典で定めるフランス人の要件として、血統主義だけでなく、生地主義が本格的に導入されることになった。

この改正は、兵役などの負担を逃れるために共同体に属せうとしない者に対し、市民としての義務の履行を強制し、義務を逃れる生活を止めさせ、さらには外国人が社会の脅威となることを防ぐ唯一の方法であると考えられていた。⁽¹⁹⁾

二重の生地主義は、親も子もフランスで生まれた場合には、そのエスプリ、性向、習慣、生活態度がフランス人である、すなわち、その親及び子が生まれ、育ち、友情その他の関係を持っているフランスに対して真の愛着を持つて

いると仮定できるといふ考え方に基づいている。⁽²⁰⁾そして、フランスで生まれ、教育を受けるなどフランスとの実質的なつながりが強くなればなるほどフランス人であることを拒否できなくなり、親も子もフランスで生まれた場合には、その子は当然にフランス人に組み入れられるとした。⁽²⁰⁾

ここでは、親子ともにフランスで生まれた場合には、その子はフランスで育ち、フランスの教育を受け、フランスの文化や習慣等を身につけているのだという考えを前提に、そのような子は当然にフランス人になるとしており、フランスの移民政策における同化主義 (assimilationism) の原点をここに見出すことができる。

(iv) フランスで外国人から生まれた子が、成人になったときにフランスに住所を有している場合(民法典第八条第二項第四号)

これは、フランスで生まれ、かつ、成人の時点でフランスに居住しているという条件を満たす子は、出生から成人までの間フランスに居住しているのが通常なので、フランスと強いつながりで結びついているものとみなし、フランス人とすることにしたものである。⁽²⁰⁾ただし、この場合には本人がフランス人の資格を辞退することを認めているが、この辞退の意思表示は、成人に達した年に行わなければならないという制限をつけた。移人民の子がフランスで生まれた場合は、このケースに該当する。

(c) 帰化(民法典第八条第二項第四号、第三項及び第四項)

前述のように、帰化については一八六七年法で定めていた。一八八九年法は、民法典第八条に第三項及び第四項を追加し、一八六七法の内容を厳格化する方向で修正した上で、帰化の制度を民法典で定めることにした。

(i) 申請後三年間の居住(民法典第八条第三項第一号)

帰化を希望する者は、一八八九年法の委任を受けた一八八九年八月一三日のデクレ⁽²⁰⁾に基づき、司法省に帰化申請書

を提出しなければならない。本号では、この帰化申請を登録してからフランスに三年間居住した後、民法典第一三条に基づく定住許可を得た外国人は、帰化できるとした。一八六七年法では、定住許可の後三年間の居住で帰化できたのに対し、本号では、帰化申請の登録後三年間居住し、さらに定住許可を受けなければならないとして帰化の要件を加重した。これによって、民法典第一三条の定住許可は、帰化のための事前手続と化した。⁽²⁰⁾

(ii) 一〇年間の継続居住（民法典第八條第三項第二号）

本号では、一〇年間で断続することなく居住していたことを証明できれば、帰化できるとした。これは、定住許可を必要としないという点で新たな帰化事由であり、この一〇年間には二一歳前の居住期間も含まれる。

(iii) フランス人女性との結婚（民法典第八條第三項第四号）

フランス人女性と結婚した者は、住所を定めることが認められてから一年経過すれば帰化できる。革命直後の一七九〇年四月一〇日のデクレでは、外国人がフランス人となる要件として、フランス人女性との結婚が挙げられていた。その後、一七九一年憲法、一七九三年憲法（未施行）、一七九五年憲法においてもフランス人女性との結婚がフランス人となる事由とされていたが、一八〇三年の民法典では、フランス人男性と結婚した外国人女性は夫の条件に従う旨定めていた（第一二条）ものの、フランス人女性と結婚した男性に関する規定はなかった。

(iv) 短期特例（民法典第八條第三項第三号）

一八六七年法は、フランスに重要な貢献をした者等に関する居住期間の特例を設けていたが、一八八九年法もこれを承継し、フランスに重要な貢献をした者等については、フランスに住所を定めることが認められてから一年が経てば帰化できるとした。

さらに一八八九年法では、一年間の特例を受けるための要件に「フランスの植民地若しくは保護領において軍務に

就いたこと」を追加した。これは、アルジェリアやチュニジアなどに関して意味をもつことになる。

(v) 素行調査の一般化 (民法典第八条第四項)

一八八九年法は、帰化について、一八六七年法と同様、素行調査を要件とすることを明記し、他方、コンセイユ・デタの承認は不要とした。

(vi) 被選挙資格の制限 (一八八九年法第三条)

一八八九年法は、帰化した外国人は、すべての私権及び政治的権利を享有するとしつつ、立法議会の被選挙資格については、帰化後一〇年経たなければ与えないとした。この規定は、フランス人となった外国人であっても、二重の生地主義に基づく者など (民法典第八条第二項第三号及び第四号) と、帰化によって国籍を取得した者 (民法典第八条第二項第五号) を区別し、後者の政治的権利を制限するものである。そしてこの制限は、一九八三年二月二〇日の法律⁽²⁶⁾によって廃止されるまで効力を有することになる。

(d) 定住許可の有期化 (民法典第一三条第二項)

一八八九年法は、民法典第一三条に第二項を追加し、外国人が帰化を申請せず又は帰化の申請が拒否された場合には、定住許可は五年で失効することにした。したがって、(b) (iv) で述べたフランスにおいて外国人から生まれた子がフランス人の資格を辞退した場合にも、私権の享有が五年間に制限されることになる。

これは、フランスに居住する外国人が、兵役を逃れるため、フランス国籍を取得せず、定住許可の制度を乱用してフランスでの生活を続けるのを防止するためであり、これによって、定住許可は、帰化までの間、暫定的に私権を付与する制度になった。

(ウ) 植民地への適用

(a) アルジェリア

(i) 一八八九年法制定への影響

前述のように、アルジェリアでもヨーロッパ出身の外国人が急増する中で、一八六五年元老院決議第三条²⁰⁶は、アルジェリアにおける三年間の居住を要件にフランスへの帰化を認めていたが、これは本人の申請を前提としていたため、実効が上がらなかった。他方、外国人に対し過剰な制約を課せば、彼らがアルジェリアから出て行き、植民地支配に支障をきたすことにもなる。そこで、アルジェリアで生まれた外国人には強制的にフランス国籍を与えることにしてはどうかという案がアルジェリアで考案され、フランス本国に伝えられた。当初、政府や元老院はこの案に反対だったが、アルジェ出身の議員が代議院において成立を強く働きかけ、結局、フランス全土に適用される一八八九年法として陽の目を見ることになった。ただし、(ii)で述べる特別な事情があったため、アルジェリアについては、一八八九年法を適用するものの、一八六五年元老院決議その他のアルジェリア特別法も効力を有するとした²⁰⁷(一八八九年法第二条)。

(ii) アルジェリアの特例

アルジェリアもフランスの領土である以上、一八八九年法第一条による改正後の民法典がフランス本国と同じく適用される。ただし、一八八九年法第二条で一八六五年元老院決議などの並存を認めたが、その理由は、両者の帰化要件に微妙な違いがあり、アルジェリアのためにその溝を埋める必要があったからであった。

すなわち、改正後の民法典第八条第三項第一号では、三年間のフランス居住を理由として帰化するためには、事前に帰化の申請を登録した上で、三年間の居住後に別途定住許可を得なければならなかった。これに対し、一八六五年

元老院決議第三条では、これら事前登録や許可を必要とせず、アルジェリアにおける三年間の居住を証明しさえすれば帰化できた。したがって、アルジェリア在住外国人の帰化を容易にするためには、一八六五年元老院決議の効力を引き続き維持する必要があったのである。⁽²⁰⁾

(b) チュニジア

チュニジアは、一八八一年にフランスの保護領となったものの、フランスとは別の主権国家なので、フランス民法典が直接適用されることはない。ただし、保護領たるチュニジアとの緊密な関係を考慮し、一八八七年七月二九日のデクレで、一八六五年元老院決議第三条でアルジェリアに関して定めたのと同じ内容、すなわち、チュニジアに居住する外国人は、チュニジアにおける三年間の居住を証明すれば、フランスに帰化できることを定めた。⁽²⁰⁾

しかし、このデクレに対しては、フランスに住んだことのないチュニジア居住外国人に帰化を認めるという内容面で問題があるだけでなく、法律ではなくデクレでこれを定めたという立法手続面でも問題があるので、撤回すべきだとの批判があった。⁽²⁰⁾

一八八九年法は、チュニジアに関し、チュニジアで軍務に就いた外国人（これには、チュニジア人及びチュニジアに居住する外国人が含まれる。）は、フランスでの定住許可後一年間の居住で帰化できることを定めた（民法典第八条第三項第三号）。

（参考 20）一八八九年六月二六日の国籍に関する法律⁽²¹⁾

第一条 民法典第七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一七、一八、一九、二〇及び二一条を次のように改める。

《第七条 私権の行使は、政治的権利の行使とは別であり、政治的権利は、憲法及び選挙法に従って取得され、保持される。

第八条 すべてのフランス人は、私権を享有する。

二 次の者は、フランス人である。

① フランス又は外国においてフランス人の父から生まれたすべての個人は、フランス人である。未成年の間に認知又は裁判によって親子関係が証明された非嫡出子は、最初に証明がなされた親の国籍に従う。同一の認知行為又は裁判によって父及び母の国籍が証明された場合には、子は父の国籍に従う。

② フランスで生まれた個人であつて、その両親が不明又は両親の国籍が不明な者

③ フランスにおいて外国人から生まれたすべての個人であつて、その外国人もフランスで生まれた者

④ フランスにおいて外国人から生まれたすべての個人であつて、成人に達したときにフランスに住所を有している者。ただし、成人に達した年に、フランス法で定めるところに従い、フランス人の資格を辞退……しない場合に限る。

⑤ 帰化した外国人

三 次の者は、帰化できる。

① 司法省に帰化申請を登録してからフランスに三年間居住した後に、この法律第一三条の規定に従い、住所をフランスに定める許可を得た外国人

② 一〇年間中断することなく居住していたことを証明できる外国人。フランス政府から与えられた職務を遂行するための外国での滞在は、フランスでの居住とみなすことができる。

③ フランスに重要な貢献をし、優れた才能をもたらし、又は、産業若しくは有益な発明を提供し、又は、工業その他の施設若しくは農業経営を興し、又は、どのような資格においてであれフランスの植民地若しくは保護領において軍務に就き、かつ、フランスに住所を定めることが認められてから一年が経つた外国人

④ フランス人女性と結婚し、同じく住所を定めることが認められてから一年が経った外国人
 四 帰化は、当該外国人の素行調査を経た後、申請に基づき、デクレによって決定される。

第九条 フランスにおいて外国人から生まれたすべての個人であつて、成人になつたときにフランスに住所を有しない者は、満二二歳に達するまでに、その住所をフランスに定める旨を宣言することができ、その表明行為から一年以内にフランスに住所を定めた場合には、宣言によるフランス人の資格を請求することができる。その宣言は、司法省に登録される。

二 その者が満二二歳に達しない場合には、宣言は、その者の名において、その父親によつてなされる。(中略)

三 国勢調査の名簿に記載され、外国人たる身分に何の反対もせず国勢調査の対象になつた場合には、その者もまたフランス人となる。

第一〇条 (略)

第一二条 フランス人と結婚する外国人は、その夫の条件に従う。(中略)

第一三条 デクレによつてフランスに住所を定めることを許可された外国人は、すべての私権を享有する。

二 許可の効果は、当該外国人が帰化を申請せず、又は帰化の申請が拒否された場合には、五年で失効する。(中略)

第一七条 (第二一条 (略))

第二二条 この法律は、アルジェリア及びガドウループ、マルティニーク及びレユニオンの植民地に適用される。ただし、一八六五年七月一四日の元老院決議及びアルジェリアにおける帰化に関するその他の特別な規定は、適用を続ける。

第三二条 帰化した外国人は、フランス人の資格に結び付けられるすべての私権及び政治的権利を享有する。ただし、特別法がこの期間を短縮しない限り、帰化のデクレの一〇年後でなければ、立法議会の被選挙資格を有しない。この期間は、一年まで短縮できる。(以下略)

(工) 無申告労働者の雇用を抑制した一八九三年法等

一八八九年法から四年後の一八九三年には、フランス人労働者の仕事を移民から守るため、「フランスにおける外国人の滞在及び国民の労働の保護に関する一八九三年八月八日の法律」(以下「一八九三年法」という。)(参考21)が制定された。

一八九三年法では、職業活動を行うためフランスに來た外国人で、定住が認められなかった者は、一週間以内に市町村役場で居住の申告を行わなければならない(第一条第一項)、これに違反した場合には、五〇フランから二〇〇フランの罰金に処すとした(第三条第一項)。申告した外国人は外国人登録簿に登録され(第一条第一項)、外国人登録簿の抄本を身分証書として携行しなければならず、市町村を移動する場合は、それを提示し、新たな市町村で証印を受けなければならない(第一条第二項、第三項)。虚偽の申告等を行った外国人は、一〇〇フランから三〇〇フランの罰金を科されるだけでなく、必要があれば、一時的又は無期限にフランスへの入国が禁止された(第三条第二項)。

他方、外国人を雇用しようとする者は、その外国人が登録証を持っていないことを知りながら雇用すると単純警察罪で処罰されることになった(第二条)。したがって、雇用者は、登録証明書を持たない外国人を雇うことができなくなった。

以上のように、一八九三年法は、職業活動目的の移入民に対し居住申告の義務化という形で事前規制を行っただけでなく、雇用主が登録証を持つ外国人しか雇えないようにすることによって、外国人の雇用を抑制し、フランス人の雇用の確保を図ろうとしたのである。

さらに、この時期には、公的な職業や労働者代表から外国人が排斥されて行く。例えば、職業組合の設立を認めた一八八四年三月二一日の法律⁽²¹⁾では、職業組合の役員はフランス人でなければならぬと定めた(第四条第五項)。この

ようにして、フランスにおける外国人の権利は縮小し、フランス人と外国人が階層化され、外国人の中でもフランス人に《ふさわしい (digne)》者かどうかで選別されて行つた。これによつて、フランス人は、その愛国的自尊心を満たし、外国人嫌いの人々の不安を払拭し、さらには人口増加という利益を享受した。⁽²³⁾

(参考21) フランスにおける外国人の滞在及び国民の労働の保護に関する一八九三年八月八日の法律⁽²⁴⁾

第一条 職業、商業又は工業を行うため市町村に到着したが、定住が認められなかった外国人は、到着から一週間以内に、本人であることを証明するため、市町村役場で居住の申告を行わなければならない。それによつて、その者は、省令で定める手続に従い、外国人登録簿に登録される。

二 この登録簿の抄本は、身分証書の形式で、手終料と引き換えに、申告者に交付される。

三 市町村を移動した場合は、当該外国人は、到着から二日以内に、新たな居住地の役場で、その登録証明書に証印を押さなければならぬ。

第二条 登録証明書を持たない外国人であることを知つて、その者を雇おうとする者は、単純警察罪の刑に処される。

第三条 定められた期限内に法律で定める申告を行わず、又は最初の申告の際に証明書の作成を拒否した外国人は、五〇フランから二〇〇フランの罰金に処される。

二 虚偽又は誤つた申告を故意に行つた者は、一〇〇フランから三〇〇フランの罰金に処され、かつ、必要があれば、一時的又は無期限にフランス領土への入国が禁止される。

三 フランス領土から追放され、かつ、政府の許可なくフランス領土に再入国しようとした外国人は、一月から六月の間拘禁される。刑期が満了した後、その者は、国外に退去される。(以下略)

(10) 小括

本章は、フランス人の定義に関する法制度上の区切りとして、一八〇三年のナポレオン法典以降一八八九年法までの概ね一九世紀全般を対象としている。この間、フランスの政治体制は、第一帝政から第三共和政まで七回も変遷を重ね、フランスにおける外国人関係法制も大きく変化したので、この間の動きをひとまず整理しておきたい。

(ア) 一九世紀における政治体制の変遷と社会経済状況

まず、一八〇四年に皇帝の座に就いたナポレオン一世（第一帝政）は近隣諸国を征服し、フランスはヨーロッパの覇者になる。しかし、ロシア、プロシアなどの戦いに敗れて一八一四年四月にナポレオンが退位し、同年五月に王政が復活する（王政復古）。一八一五年三月にはナポレオンがエルバ島を脱出して皇帝に復位するものの、ワーテルローの戦いでイギリスなどに敗れて三か月で退位し（ナポレオンの百日天下）、一八一五年七月に再び王政が復活する（第二次王政復古）。

第二次復古王政期の最初の一〇年間は経済的繁栄が続いたが、一八二九年から三〇年にかけて不況が襲い、人民の不満が高まる中で、シャルル一〇世の強権的な対応が引き金となって一八三〇年七月に七月革命が起きる。その結果、立憲君主制がとられ、「フランス人の王」ルイ・フィリップによる統治が行われる（七月王政）。この時期は、フランス資本主義の初期発展期であり、鉄道網が整備され、多くの労働者が工場や鉱山で働くようになった。

しかし、一八四六年には経済危機が起き、翌年には政治スキャンダルが相次いだ。このため、一八四八年二月、政

府に抗議するデモが行われたが、これに対して軍が一斉射撃を行ったのをきっかけとして労働者、学生などが蜂起し、二月革命が起こる。これによって君主制は否定され、第二共和政が始まった。

一八四八年一二月、第二共和政で初の普通選挙による大統領選挙が行われ、ルイ・ナポレオン・ボナパルトが初代大統領に選ばれる。ボナパルトは、一八四八年憲法が禁じていた大統領再選を実現するため、一八五一年一二月に自らクーデタを起こす。さらに一八五二年一月には、人民投票を実施し、ナポレオン三世となって帝政を復活させた(第二帝政)。第二帝政期は、フランス資本主義の黄金期でもあった。鉄道網が全国的に整備され、製鉄業などの重工業も発展した。オスマンによるパリ改造計画が実施され、スエズ運河の建設も行われた。このため、外国人が新たな産業を担う労働者として入ってきた。

外交面では、ナポレオン三世は、一八五四年のクリミア戦争でロシアに勝利し、フランスをヨーロッパの大国に復帰させ、一八六〇年にはイタリア領だったニース地方とサヴォア地方をフランスに併合した。さらに一八七〇年七月、プロシアを相手に普仏戦争を開始するが、同年九月のスタンの戦いでナポレオン三世自身が捕虜となり、第二帝政は崩壊する。同月、国防政府が成立し、プロシアとの戦いを継続するも敗北を重ね、一八七一年一月、休戦協定を締結してアルザス・ロレーヌ地方をドイツに割譲することになった。これに反発したパリ市民は、一八七一年三月、革命的自治政府、パリ・コミューンを樹立するが、二か月余りで鎮圧される。これを指揮したマクマオン元帥が大統領となり、第三共和政が成立する。この第三共和政は、ペタン政権ができる一九四〇年までの七〇年間続くことになる。

(イ) 植民地支配と移入民の状況

(a) 植民地支配の状況

フランスの植民地支配は、一般的に二つの時期に区分される。第一期は、アンシャン・レジームの一六世紀に始まり、一八三〇年までの時期を指す。この時期は、カナダを中心とする北アメリカやカリブ海のアンティル諸島など八百万平方キロメートルを支配したが、七年戦争 (guerre de Sept Ans)⁽²⁶⁾ やナポレオン一世の敗北により、それらのほとんどを失うことになる。

第二期は、一八三〇年から第二次世帯大戦前までであり、植民地はマダガスカルを含んだ北アフリカをはじめ、インドシナ、ポリネシアやニューカレドニアなどの大洋州、南米のギアナなどすべての大陸にわたり、その面積は絶頂期の一九一九年から一九三九年の間で千二百万平方キロメートルとイギリスに次いで二番目の広さを占めた。フランス本国を含めると、地球上の面積の一〇分の一、世界の人口の五％にフランスの支配が及んでいたことになる。⁽²⁶⁾

この第二期の始まりは、一八三〇年のアルジェへの侵攻であり、一八四八年憲法によるアルジェリアの併合を経て、一八八一年のバルド条約によるチュニジアの保護領化、一九一二年のフェス条約によるモロッコの保護領化とマダガスカル島の植民地化が続く。この間、政治体制は、王政に始まり、共和政、帝政、共和政と変遷するが、植民地の拡大という基本方針に変更はなかった。

ただし、この間にナポレオン三世が打ち出したアラブ王国構想は、アルジェリアに民族自決を認め、現地人の伝統的な生活形態を尊重しようとした点で画期的なものだったが、これもナポレオン三世の失脚とともに消滅する。また、かつてはアルジェリアの反乱軍のリーダーだったアブドゥルカーデルは、アラブ王国の副国王に予定されるほどナポレオン三世の信頼も厚かったようであり、アルジェリアにとって一時代を画する人物だった。

(b) 移入民の状況

一九世紀のフランスでは、産業革命と交通革命によって、移入民が急増した。一九世紀前半は、職人として働きたる来たドイツ人が中心だったが、一九世紀半ばになると、産業革命によって職人の仕事が機械化され、賃金の安いイタリア人やベルギー人、スペイン人が移入してきた。彼らは、移動の自由を前提に、しかも当時の国境管理が緩やかだったことも手伝って、職や労働を求めるために近隣国から移入してきた。

他方、一八三〇年のポーランド大移住を契機として出現した亡命者は、その後も各国の政治状況に応じて出現し続けることになる。彼らは、何らかの政治的事情から祖国を追放され、又は祖国に住み続けるのが困難になった人々であり、労働目的の移民とはその性質が異なるのは、言うまでもない。

(ウ) フランス市民Ⅱ政治的権利主体とフランス人Ⅱ私法上の権利主体の要件の変遷

(a) 政治的権利主体要件の変遷

第一次復古王政の一八一四年憲章では、政治的権利主体に関する一般的規定はなかったが、王政にもかかわらず議会に法律決定権を認めた。また、代議員議員の選挙については納税を要件とする三〇歳以上の選挙人による制限的直接選挙制をとり、その被選挙資格については、四〇歳以上の高額納税者とした。このほか、フランス人の文官・武官への就任の平等も定めていた。

「百日天下」の時期には、一八一五年帝国憲法附加法で、代議院議員は人民によって選挙されると定め、普通選挙を定めた。しかし、一八一五年帝国憲法附加法は非民主的な政治体制を定めた一七九九年憲法などを前提としていたので、市民の政治的権利は実質的には認められていなかったと言つてよい。

第二次復古王政では、一八一四年憲章が復活し、第一次復古王政と同じ状況に戻った。フランス最後の王政となった七月王政期の一八三〇年憲章は、一八一四年憲章の改正という形をとっていた。主な改正点は、法律案の提出権が議会にも認められたこと、代議員議員の選挙人の年齢は二五歳に、被選挙権は三〇歳にそれぞれ引き下げられ、納税要件を法律に委任したことであった。

第二共和政の一八四八年憲法では、男子普通選挙が実現し、二一歳以上のフランス人は、納税等の社会的要件なく、共和国大統領及び一院制議会の議員の選挙人となった。さらに、憲法で二一歳以上のフランス人は、私法上の権利及び政治的権利を享有すると明記したため、フランス市民に政治的権利主体、フランス人に私法上の権利主体という区分が憲法上は解消されることになった。また、共和国大統領の資格は、三〇歳以上であってフランス人であること、人民議員の被選挙資格は、二五歳以上のフランス人であることとされた。

しかし、共和政初の大統領選挙でナポレオン・ボナパルトが選ばれ、大統領と議会の対立が深まる中で、議会は、一八五〇年五月三十一日の法律で、議員の選挙人資格について納税者名簿への登録などを要件とする制限選挙を復活させ、かえって人民の反発をかった。

第二帝政の一八五二年憲法は、人民の信任に基づく皇帝ナポレオン三世が統治する人民投票制をとった。したがって、立法院の地位は劣位に置かれ、法律案を否決する権限のみを有していた。他方、フランス人民は、憲法の基本原理の改正に対して賛否を表明できた。また、立法院議員に関しては、デクレにおいて、選挙人は二一歳以上、被選挙人は二五歳以上のフランス人であることが定められ、男子普通選挙が実現されていた。

第三共和政の一八七五年憲法は、共和国大統領については代議院と元老院の両院の議員が選出する間接選挙制をとる、憲法改正についても両院合同の国民議会の絶対多数で決する間接投票制をとって、国民の直接投票制を廃止した。

また、元老院議員は、県の選挙人団及び国民議會による間接選挙で選出するのに対し、代議員議員は直接普通選挙で選出することとした。代議員議員の選挙人の資格については法律に委任し、さらに法律で市町村議會議員の選挙人資格を引用したため、二一歳以上の市民であることに加え、当該市町村における出生、納税等、結婚又は二年間の居住という事実関係の存在が選挙人名簿の登録要件になった。元老院議員の被選挙資格は、四〇歳以上のフランス人であることなどが憲法で定められたのに対し、代議員議員の被選挙資格は、選挙法で二五歳以上であることとされた。

(b) 私法上の権利主体要件の変遷

私法上の権利主体の要件については一八〇三年の民法典第I編で定めており、血統主義を基本としていたが、フランスで生まれた外国人については、フランスに定住する意思の宣言と定住の事実を要件として、フランス人の資格が請求できるとしていた(民法典第九条)。

その後、一八五一年法では、フランスで生まれた外国人について、その父親もフランスで生まれていればフランス人とするという二重の生地主義を導入した。これは、増加する外国人にも平等に兵役負担を担わせるべきだというルイ・ナポレオンの意向で導入されたものであった。ただし、一八五一年法には、当該外国人が外国人の資格を請求すれば、実際に外国人の資格を取得しなくても、フランス人にならないで済むという抜け穴があった。

そこで、一八八九年法は、それまでに個別法で定めていたフランス人の資格の得喪や帰化に関する法令を整理して民法典に取り込むとともに、二重の生地主義を徹底した。また、兵役逃れに利用されていた定住許可制度の有期化なども行った。このうち、二重の生地主義については、親と子がともにフランスで生まれた場合、その子については、フランスでの居住を要件とせず、しかも、本人の国籍選択を認めずにフランス人とすることにした。また、フランスで外国人から生まれた子が成人になったときにフランスに住所を有している場合には、本人が成人に達した年に辞退

の意思を表示しない限り、フランス人になるとした。

このように一八八九年法で生地主義を強化したのは、外国人の急増と国際的緊張の高まりの中で、外国人の兵役逃れを防ぎ、フランスの国力に兵力を増強するためであった。そして、その根底には、子どもがフランスで生まれ育ち、フランスの教育を受けていれば、フランスの文化や習慣等を身につけており、したがってフランス人であるという同化主義の考え方を見出すことができる。

(c) 帰化制度の変遷

外国人の帰化を認める権限は、アンシャン・レジームでは国王の専権であった。これに対し、フランス革命後の一七九〇年四月一〇日のデクレは、一定の社会活動実績を加味した居住地主義に基づき外国人がフランス人になると定め、政府の許可なく外国人がフランス人になる道を開いた。また、帰化に関する要件も明確化された。

しかし、その後の政治体制の右傾化とともに、ときの権力者が政治的に利用するための帰化制度が復活する。特にナポレオン・ボナパルトは、憲法や民法典の不備を補うために帰化制度を利用し、まず、フランスに貢献した外国人に対しては、一七九九年憲法が一〇年間居住を要件としていたにもかかわらず、一八〇二年元老院決議によって一年間居住という短期帰化の道を開いた。他方、一〇年間居住等の要件を満たせば自動的にフランス人になるという一七九九年憲法の規定にもかかわらず、一八〇九年皇帝デクレによって帰化を皇帝の決定にかからしめた。

一八四八年の二月革命時には、臨時政府が五年間の居住期間と公的機関の証明のみで幅広く帰化を認めた。しかし、その後保守派主導で制定された一八四九年法では、定住許可後一〇年間の居住と大統領の決定という二重の許可を要件にして帰化を厳格化し、さらに素行調査を行うことにした。また、帰化した外国人には、国民議会の被選挙権を当然には付与しないことにしたが、同時に、フランスに貢献した者に対する一年間の短期帰化も認めた。

第二帝政下の一八六七年法では、兵役を担う外国人の帰化を増やすため、居住期間を三年に短縮するなど帰化の要件を緩和したものの、定住許可の利用もあって、十分な効果は上がらなかった。

一八八九年法は、帰化の制度を民法典で定めることにしたものの、帰化申請の登録後三年間の居住に加えて定住許可を受けなければならないという二重の許可制をとり、帰化を厳格化した。同時に、民法典第一三条の定住許可について、外国人が帰化を申請せず、又は申請が拒否された場合には五年で失効することにし、帰化までの間暫定的に私権を付与する制度に変更した。さらに、帰化した外国人には、帰化後一〇年経たなければ立法議会の被選挙資格を与えないことを定めた。

(d) 外国人排斥立法の登場

一八三一年に始まったポーランド大移住は、自由の砦と目されたフランスにおいて外国人排斥立法を誕生させる。まず、七月王政期の一八三二年法は、亡命外国人を一つの町に集め、さらに彼らを国外に追放できる権限を政府に与えた。次に、これを延長した一八三四年法では、出国命令に従わず、又は許可なく再入国した亡命外国人を一月から六月の範囲で拘禁できるとした。

第二共和政下の一八四九年法は、帰化の要件を厳格化するとともに、一八三二年法と一八三四年法の内容を恒久化した。同時に、予算措置としてではあるが、亡命外国人に対する援助措置も講じていた。

(エ) アルジェリア現地人の取扱い

(a) 私法上及び政治的権利主体性の否定

一八三〇年にアルジェの太守が降伏し、第二共和政の一八四八年憲法で、アルジェリアはフランスの領土となった。

したがって、同憲法は、人民議員及び共和国大統領の選出に關してもアルジェリアをフランス本国と同様に位置づけた。ただし、アルジェリアの現地人は、「市民」ではなく「臣民」として扱われ、選挙人や被選挙資格の前提となっている「フランス人」ではなかった。

第二帝政の一八五二年憲法は、アルジェリアに關して政治的權利を認めなかった。しかし、ナポレオン三世は、アルジェリアのアラブ王国化を構想し、そのため、アラブ人とヨーロッパ人の完全な平等の実現を目指すとともに、部族というアラブ人の伝統的な生活形態を尊重し、部族の総有財産としての土地所有形態を「部族区」として制度化した。さらに、一八六五年元老院決議によつて、イスラム教徒の現地人がイスラム教徒のままフランス人となることを認めた。しかし、一夫多妻制などのイスラム教の習慣を排除するフランス民法の壁に阻まれ、實際にフランス人となる現地人はほとんどいなかった。

第三共和政の一八七五年憲法では、元老院議員及び代議院議員ともにアルジェリアからも選出されたが、その選挙人、被選挙人となるためには、私法上の権利及び政治的權利を有することが前提だった。したがって、フランス市民の資格を申請しなかつたイスラム教徒の現地人は、これらの資格をもたなかつた。彼らは、自治体での政治的權利も制限されていた。

また、現地人だけがアラブ税を負担させられた。さらに、彼らが伝統的に従つてきたイスラム法は否定され、フランスの近代法規範―しかもヨーロッパ人に都合のいいように修正された法規範―を一方的に押し付けられ、合法的にその財産を収奪されていく。²¹⁷

(b) 現地人統治制度

現地人は、財産だけでなく、行動の自由や表現の自由、信教の自由も奪われて行く。従前は、軍司令部や政府が、

弁護人を付けずに非公開で判決を言い渡していたとされる。一八八一年法は、立法という形式によって、現地人への適用される現地人統治制度を定めた。同法では、違反行為の取締権限を自治体の管理者に移譲するとともに、違反行為を法律によらず規則で定めた。

しかし、これは、現地人のみに適用される罪を規則で定めたという点だけでなく、司法と行政の分離というフランス法の基本原則に反して行政当局に刑の適用という司法権限を認めた点でも、特別な法律だったと批判されている。ただし、一八七五年憲法では、市民の権利保障に関する規定がなかったので、少なくとも憲法との関係では問題は生じなかったものと思われる。

現地人統治制度で禁止された行為は、その内容から、①社会秩序維持のためのもの、②行政決定への服従を求めるもの、③行政へのより積極的な協力を求めるもの、の三種類に大別することができた。

①には、「フランス政府に反対する発言」のほか、「市場における喧騒、騒乱：口論」、「許可のない巡礼又は集団食：祝い事における許可のない祝砲」や「許可なく宗教又は教育施設を開設すること」も含まれており、行動や表現の自由だけでなく、信教の自由も制限された。また、②には、「当局から命じられた巡回警備：の拒否」などのほか、「税金：支払の懈怠」のように、市民としての義務に属する事項も含まれていたが、そもそもアルジェリアの現地人には、フランス市民としての権利が認められていなかった。③には、「公務員に対する：食糧、飲料水及び燃料の提供の拒否」、「災害並びに反乱：に際し、求められた援助や仕事、奉仕を拒絶：すること」などがある。しかし、これらの禁止事項には、そもそも現地人の積極的な協力が期待できない性質のものも含まれていた。そして、これらの禁止行為違反には、二週間の拘留及び一〇〇フランの罰金が科された。

(オ) チュニジア及びモロッコの植民地支配

チュニジアは、一八八一年のバルド条約によって、モロッコは一九一二年のフェス条約によって、フランスの保護領となる。それぞれの当時の国内的、国際的状況は異なるものの、国内が混乱し、国家財政が破綻に瀕した頃を見計らって、介入の口実となる事件を契機にフランスが軍を侵攻させ、圧倒的な軍事力を背景に条約の締結を迫るという経過は共通していた。

チュニジア及びモロッコ両国は、実質的にはフランスによって支配されていたものの、保護領であったため、国家としての独立性は失わず、それぞれの国民もフランス人になることを強制されることはなかった。

しかし、両国ともに、フランス軍の軍事占用を認めただけでなく、外交面では独自の決定権を奪われ、国家財政もフランス政府の監督下に置かれた。さらに、行政、司法及び財政（モロッコの場合には、これに社会、経済及び軍隊が加わる。）について、フランス政府が「有用」と判断する改革を行うことを約束する国家体制改革条項を条約ないし協定で定めることになる。これは、フランスがアルジェリアを支配した際に得た経験を踏まえ、両国の統治組織、特に行政や司法のあり方をフランス人が利用しやすいものに改革することを支配当初から求めたものであろう。ただし、モロッコについては、フランスの保護領になることに対する部族の反発が強かったことを考慮してか、イスラム教の慣習、特に永代財産の慣習を保護することを条約で明記している点で、チュニジアと取扱いが異なっている。

(11) 外国人の権利主体性に関する当時の議論

ここで、一八九〇年当時のフランスにおける外国人の権利主体性を論じたルレ (V. LERAY) 『一八八九年六月二六日の法律及び外国人の身分』⁽²⁸⁾ (一八九一年) という文献があるので、当時の考え方を知るため、その内容を紹介する。

(ア) 政治的権利 (Droits politiques)

政治的権利とは、多かれ少なかれ人々に直接国政を管理・執行させるものである。外国人にこのような権利を認めるのは、国家に危険を及ぼす恐れがあるので、認められない。

(イ) 準政治的権利 (Droits quasi-politiques)

準政治的権利とは、人々に公権力の一部を行使させるものである。行政、司法といった公務の一部を担うものであり、公証人や陪審員、証人になる資格などが含まれる。この準政治的権利も、外国人には認められない。同様に、外国人は、弁護士にも、教会財産管理委員会 (conseil de fabrique)⁽²⁹⁾ の委員にもなれないと解されている。

(ウ) 公的権利 (Droits publics)

公的権利とは、信教の自由と個人の自由の原則から帰結するものであり、個人がその身体的、知的、精神的能力を行使することを保障する。この権利は、当然に、外国人も享受する。しかし、外国人はフランスにとって迷惑な存在となり得るので、一八四九年法第七条は、内務大臣又は国境の県知事の命令で、そのような外国人を国外に退去させることができる⁽³⁰⁾と定めた。他方、フランス人に対しては、重罪院 (Cour d'assises) が国外追放の刑に処さない限り、国外退去を命じることはできない。

(エ) 私的権利 (Droits privés)

(a) 定住許可を得た外国人

私的権利とは、私法 (droit privé) に属する権利、すなわち民事上の権利 (droits civils) であり、個人は、その私的利益を守るために援用できる。フランスに定住許可を得た外国人も私的権利を享有できるが、その身分上の地位に関しては、その属する外国の法が適用される。

(b) 定住許可が認められない外国人

フランスへの定住が認められない外国人に関しては、次のとおりである。

(i) 条約締結国の外国人

まず、民法典第一一条の適用を受ける場合、つまり当該外国人が属する国との間に条約が締結されている場合には、相互主義の観点から、フランス人がその国で認められるのと同じ権利を行使できる。

(ii) 条約非締結国の外国人

フランスと条約を締結していない国の外国人に関しては、次の三つの学説がある。

A説・外国人は、条約がなくても、法律によって明示的又は黙示的に禁止されている場合を除き、すべての民事上の権利を享有する。ただし、外国人とフランス人の間には、以下の三つの違いがある。

① フランスに居住しない外国人には、「原告は、紛争の目的物の裁判所に従わなければならない」(Actor sequitur forum rei) とする原則が適用されず、フランスの裁判所に出頭しなければならない (民法典第一四条参照)。

② 外国人の原告は、訴訟費用支払保証人 (judicatum solvi) を必要とする (民法典第一六条は、原告となる外国人がフランスに十分な価値の不動産を持たない場合には、当該訴訟の費用及び損害賠償の支払のため保証人を立てな

- ければならないと定めている。)
- ③ 外国人の身分と能力は、外国法に従って規律される（民法典第三条第三号参照）。
- B 説：判例は、外国人がフランスにおいて各国共通の法（*ius commune gentium*）から帰結する能力や利益を享有することは認めるが、市民の固有の権利（*ius proprium civium*）である私権の享有は認めていない。その結果、外国人は、フランスにおいて、共通法に属する権利、すなわち、あらゆる契約を結び、結婚し、その子に対し後見を行い、教育、監護及び懲罰をする権利を有するが、固有権に属するもの、すなわち養子をする能力、法定利益権、選定後見をする権利は有しない。
- C 説：条約がない場合には、外国人は、法律によって明示的に認められている権利、すなわち、契約の締結（民法典第一四四条参照）、不動産の所有（民法典第三条参照）、結婚（民法典第一二条参照）、法廷への出廷（民法典第一五条参照）のみを享有できる。
- ルレは、このようにいずれの説でも、外国人はほとんどの私権を享有できることになるが、次のように法の種類に応じて考えるべきであると述べている。
- ① 公序良俗に関するフランスの法律。これは、フランス領土に居住するすべての者に適用される。行為者の国籍がどうであれ、社会秩序に対する危険という意味では同じだからである。例えば、父子ともに外国人であっても、フランスに居住している限り、子は父親を扶養しなければならぬ。
- ② 法律行為の形式を定める法律。「場所は行為を支配する」（*Locus regit actum*）と言われるように、法律行為の形式は、フランスに居住する外国人も規律する。
- ③ 人法（*lois personnelles*）とは、人の身分や能力に関する法律であり、個人がどこにいてもその国の法律によって

規律される。したがって、フランスにいる外国人も、その身分や能力に関しては、母国の法によって規律される。フランス民法典第三条第三項も「人の能力と身分に関する法律は、たとえ外国に住んでいても、フランス人に適用される」と定め、外国にいるフランス人は、フランス法の身分に従うことを定めている。ただし、この原則は、当該外国法が、フランス法の明確なルールや公序良俗に反しない範囲で適用される。したがって、一夫多妻が認められる国の国民であっても、フランスでは複数の妻を持つことはできない。

④物法 (*Justitiales*) とは、物に適用される法律である。財産が個々に一つの物とみなされる場合には、それがフランスに存在する以上、外国人も所有者となり得、フランス法によって規律される。したがって、外国の立法がどうであれ、その所有する動産に抵当権を設定することはできない。なぜなら、フランスでは、抵当権は不動産にのみ設定できるからである。他方、財産が財団を構成する場合には、集合体とみなされる。相続の場合には、財産の全体が相続財産を構成し、相続財産にフランスの不動産がある場合にはフランス法によって規律される。しかし、動産の場合には、被相続人の住所地たるフランス法又はその母国の法のいずれかを適用することになる。以上のように、一八九〇年の時点では、国政の管理・執行に携わる政治的権利だけでなく、準政治的権利、さらには公的権利からも外国人を排斥するという明確な考えが確立されていた。これは、革命を支援する外国人を幅広く受け入れ、外国人に政治的権利さえ認めようとしていたフランス革命当時の考えが、その後の近代国家の形成、さらにはドイツをはじめとする諸国との戦いを経て、大きく変質したことを物語っている。

※本研究は、科学研究費助成事業（課題番号二六三八〇〇八四）の助成を受けている。

注

- (31) Marie-Claude Blanc-Chaléard, *op. cit.*, p. 11.
- (34) *Ibid.*, p. 7.
- (35) *Ibid.*, p. 9.
- (66) *Ibid.*, pp. 8-9.
- (67) *Ibid.*, p. 10
- (68) Patrick Weil, *op. cit.*, p. 78.
- (69) フランス語では「亡命者」を *exilé(e)* 又は *réfugié(e)* と言ふ。前者は「祖国から追放する」の名詞形で、後者は *se réfugier* (避難する) の名詞形である。日本語とは同じ「亡命」でも、両者の意味は違っている。
- (70) 大移住は一八三一年に始まり、一八七〇年まで続いた。移住者の中には、音楽家のショパン (Frédéric Chopin) や科学者のキュリー夫人 (Marie Curie) も含まれていた。 http://fr.wikipedia.org/wiki/Grande_%C3%89migration (二〇一五・三・一九アクセス)
- (71) Marie-Claude Blanc-Chaléard, *op. cit.*, p. 7.
- (72) 本稿四 (一) (ア) (キ) (神奈川法学第四十七巻第一号 (二〇一四) 三六―四七頁) 参照。
- (73) ヴァロア朝 (Valois) 九代目のフランス国王 (一四九四―一五四七)。一五一五年に国王となり、亡くなるまで国王の地位にあった。イタリアやスペインと戦争を行ったが、フランスルネッサンス期を象徴する王でもあった。 [https://fr.wikipedia.org/wiki/Fran%C3%A7ois_Ier_\(roi_de_France\)](https://fr.wikipedia.org/wiki/Fran%C3%A7ois_Ier_(roi_de_France)) (二〇一六・三・二五アクセス)
- (74) Patrick Weil, *op. cit.*, pp. 24-25.
- (75) Sénatus-consulte organique du 26 vendémiaire an XI (4 septembre 1802) relatif à l'admission des Étrangers aux droits de Citoyen Français, pour services rendus à la République, importation d'inventions utiles ou formation de grands établissements, gallica. bnf. fr.
- (76) 本稿四 (一) (キ) (ブ) (神奈川法学第四十七巻第一号 (二〇一四) 四七頁) 参照。
- (77) Patrick Weil, *op. cit.*, p. 59.
- (78) 本稿四 (二) (神奈川法学第四十七巻第一号 (二〇一四) 五六頁) 参照。
- (79) Sénatus-consulte organique du 19 février 1808 sur l'admissibilité des Étrangers aux droits de citoyen Français.
- (80) Décret impérial du 17 mars 1809 qui prescrit des formalités relatives à la naturalisation des Étrangers, gallica. bnf. fr.

- (181) Amélie Meffre, "Loi du 3 décembre 1849 sur la naturalisation et le séjour des étrangers", France Culture, 2012. <http://blogs.mediapart.fr/blog/amelie-meffre> (110115・11・1カラムヤム)
- (182) Loi du 26 avril 1836 qui proroge celles des 21 avril 1832 et 1^{er} mai 1834 relative aux Étrangers réfugiés en France, gallica bnf. fr.
- (183) Loi qui ouvre des Crédits supplémentaires pour Secours aux Étrangers réfugiés en France et aux Condamnés politiques sous la Restauration, gallica bnf. fr.
- (184) Loi du 21 Avril 1832 relative aux Étrangers réfugiés qui résideront en France.
- (185) Loi du 1^{er} mai 1834 qui proroge celle du 21 Avril 1832 relative aux Réfugiés étrangers, gallica bnf. fr.
- (186) Décret du 28 mars 1848 relatif à la naturalisation des Étrangers, gallica bnf. fr.
- (187) Patrick Weil, *op. cit.*, p. 65.
- (188) Alexandre-Auguste Ledru-Rollin (1807-1874)。フランスの政治家で、二月革命を起した改革宴会運動の指導者の一人。臨時政府の内務大臣として普通選挙に関するデクレも制定してゐる。 http://fr.wikipedia.org/wiki/Alexandre_Ledru-Rollin (110115・11・113アクセス)
- (189) 本稿五(4)(イ)(c)及び(d)(神奈川法学第四十七卷第二号(110114)501-51頁)参照。
- (190) 本稿四(2)(神奈川法学第四十七卷第一号(110114)56頁)参照。
- (191) Patrick Weil, *op. cit.*, pp. 66-67.
- (192) Loi des 13, 21 Novembre et 3 Décembre 1849 sur la Naturalisation et le Séjour des Étrangers en France. 正式には1849年11月11日、11日及び11月13日の法律だが、本文では11月13日の法律と表記する。
- (193) Patrick Weil, *op. cit.*, p. 67.
- (194) Loi du 29 Juin 1867 relative à la Naturalisation.
- (195) Patrick Weil, *op. cit.*, pp. 78-81.
- (196) 三国同盟 (Triple-Entente) とは、ドイツとオーストリア・ハンガリーの間で一八七九年に結ばれていた三国間同盟に、一八八二年五月イタリアが参加して成立した。これは、フランスの孤立化を狙ったものであり、フランスはこれに対抗し、一九〇七年にイギリス、ロシアと三国協商 (Triple-Entente) を結んだ。この両ブロックの対立は、第一次大戦まで続くこととなる。 <https://fr.wikipedia.org/wiki/Triplice> (110116・11・118アクセス)
- (197) Patrick Weil, *op. cit.*, pp. 82-83.

- (198) *Ibid.*, p. 88.
- (199) *Ibid.*, p. 84.
- (200) V. LERAY, *La loi du 26 juin 1889 et la condition des Étrangers*, F. MAS, 1891, p. 5, gallica. bnf. fr.
- (201) Patrick Weil, *op. cit.*, p. 83.
- (202) V. LERAY, *op. cit.*, p. 5.
- (203) Décret du 13 Août 1889 portant Règlement d'administration publique pour l'exécution de la loi du 26 Juin 1889 sur la nationalité, gallica. bnf. fr.
- (204) Patrick Weil, *op. cit.*, p. 87.
- (205) Loi organique du 20 décembre 1983 abrogeant l'article L. O. 128 du code électoral relatif aux incapacités temporaires qui frappent les personnes ayant acquis la nationalité française.
- (206) 一八六五年元老院決議については、江口隆裕「フランスにおける移民政策の展開 (四) — マグレブとの関係を中心に —」神奈川法學第四十八巻第一号 (二〇一六年) 一一二—一三三頁参照。
- (207) Eugène Audinet, *La nationalité française en Algérie & en Tunisie d'après la législation récente (Loi du 26 Juin et Décret du 13 août 1889 Décret du 29 juillet 1887)*, Alger-Typographie Adolphe Jourdan, 1890, pp. 3-4, gallica. bnf. fr.
- (208) *Ibid.*, p. 14.
- (209) *Ibid.*, pp. 18-19.
- (210) *Ibid.*, pp. 19-20.
- (211) Loi du 29 juin 1889 sur la nationalité.
- (212) Loi du 21 mars 1884 relative à la création des Syndicats professionnels, gallica. bnf. fr.
- (213) Patrick Weil, *op. cit.*, pp. 87-88.
- (214) Loi du 8 août 1893 relative au séjour des Étrangers en France et à la protection du travail national, gallica. bnf. fr.
- (215) 一七五六年から一七六三年にかけて、ヨーロッパを二分して行われた戦争。世界規模ではイギリス対フランスという対立の構図があり、ヨーロッパではプロシア対ハプスブルグ家（オーストリア、ポヘミア及びハンガリー）という対立があった。ロシアやスペインなどがフランス側に加わり、ヨーロッパのみならず、北米など世界各地で戦いが繰り広げられた。最終的にはイギリス、プロシア側が勝利し、これによってフランスはカナダを失うなど、その植民地支配にブレーキがかけられることになる。 <https://fr.wikipedia>

- org/wiki/Guerre_de_Sept_Ans (二〇一六・三・二七アクセス)
- (216) https://fr.wikipedia.org/wiki/Empire_colonial_Fran%C3%A7ais (二〇一六・三・二七アクセス)
- (217) この問題については、江口・前掲注(129)参照。
- (218) V. LERAY, *op. cit.*, pp21-23.
- (219) カトリックの小教区において教会財産の維持や教会建設のための基金を管理する組織。